

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月8日(金)午後3時から午後4時28分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番	林博之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
-----	-----	----	-----	-------	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 5件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市農林水産課) 職員 3名

7 会議の概要

事務局 　　ただ今から令和5年12月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 　　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議 長 　　本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、10番石橋慎司委員、15番佐藤郁太郎委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る12月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 　　農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る12月5日、午後2時10分より、市民ふれあいセンター2階大会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年11月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案

は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、鈴木茂委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、利用権設定関係の番号1番から19番について審議・採決いたします。鈴木茂委員は退席をお願いします。

(鈴木茂委員 退席)

議 長 鈴木茂委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号1番から19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号1番から19番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番から19番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号1番から19番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号1番から19番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号1番から19番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(鈴木茂委員 着席)

議 長 鈴木茂委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号5番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号5番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号5番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号5番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計

画(案)について」、の所有権移転関係の番号5番について、採決に入ります。

議案第1号の所有権移転関係の番号5番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号1番から19番までと、所有権移転関係の番号5番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番から19番までと、所有権移転関係の番号5番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号1番から19番までと、所有権移転関係の番号5番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号1番から19番までと、所有権移転関係の番号5番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号1番から19番までと、所有権移転関係の番号5番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は、利用権設定に関する件
であります。番号2番から4番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

2番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

8番 番号4番について、作業の効率化を図るもので、譲受人は意欲的に営農し
ており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電施設用地として田2筆の合計1084㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電施設用地として田6筆の合計2355㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、太陽光発電施設用地として畑872㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、保育園用地として畑317㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、長屋住宅用地として畑5067㎡の内1218㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画しています。農地区分については、第2種農地相当と思われます。しかしながら、周辺には住宅が存在しており、市役所や駅、国道にも近く、匝瑳市の中心部において太陽光発電設備を設置するのは如何なものかと思えます。本申請書には、事業計画書の隣接農地所有者・耕作者へ説明状況等において、工事着工前に説明を行うとされており、事前に説明がされていないことから周辺農地所有者の反対があった場合に計画が確実に実行されるか不透明であります。また、本申請地への進入路は私道のみであり、事業計画書では実際の進入路が示されておらず、私道を使用することの同意が確認できないので、確実に計画が実行されるかも不透明です。慎重なる審議の程よろしくをお願いします。

1 4 番 番号2番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画しております。申請地に隣接する農地所有者には了承を得ているとのこと。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思いますが、近隣住民への説明は行ってないとのこと。慎重なる審議の程よろしく申し上げます。

1 1 番 番号3番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画しています。太陽光発電設備の下部の除草作業については、年2回行うとのこと。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号4番について、譲受人は社会福祉事業を営む法人で保育園の運営をしています。今回、保護者から築山を作ってほしいとの要望があり園庭の拡張を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

1 7 番 番号5番について、譲受人は土木工事業を中心とした事業を展開しており、土木事業の財務基盤強化と景気に左右されない経営の安定化を図るため、長屋住宅の運用事業を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 番号1番の案件ですが、譲受人は徳島県の住所になってますが近隣市町村に事務所はあるのでしょうか。

事務局 千葉県内にはございません。一番近いところでは東京都になります。

4 番 千葉県内の市で、太陽光発電の設置については届出制から条例を改正して許可制に切り替えたそうです。事業者が経営破綻したり、発電事業が終わった後に撤去しないで放置してしまうことが起きてしまうことが考えられ、環境破壊に繋がるのではないかと思います。匝瑳市では現在、まちづくりに力を入れているはず。その中で我々は本案件を認めてしまっても良いのでしょうか。何らかの対応策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

9 番 市の定例総会で否決されても県に進達して許可になる可能性はあるんですよ。

事務局 委員のおっしゃるとおり、県の審査基準に照らし合わせた結果許可になるという可能性は十分でございます。

4 番 進達する時に農業委員会の意見を付けて進達していただけたらと思います。

事務局 総会での意見を集約して、意見書として一緒に進達いたします。

議 長 他に質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、先ず最初に議案第 3 号の番号 1 番について、採決に入ります。

議案第 3 号の番号 1 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

議 長 賛成少数であります。
よって本案は、否決と決しました。

議 長 引き続き、議案第 3 号の番号 2 番について採決に入ります。
議案第 3 号の番号 2 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

引き続き、議案第 3 号の番号 3 番について採決に入ります。

議案第3号の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

引き続き、議案第3号の番号1番、2番、3番を除き採決に入ります。
議案第3号の番号1番、2番、3番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が4件、利用権の中途解約に係る通知が5件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、令和5年12月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。